

鳥取県では業務の一時的な増加に対応するため、一般任期付職員（事務）を募集します。

○勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務等）は、任用期間が定められていること以外、正規の職員と同じ扱いとなります。

【一般任期付職員（事務）に関する取扱い】

〔 現在、会計年度任用職員として勤務している職員のうち、引き続き一般任期付職員（事務）として勤務した方は、勤務成績等により、会計年度任用職員採用時から5年を超えない範囲において、試験を行わず引き続き会計年度任用職員として勤務することが可能です。 〕

鳥取県一般任期付職員採用試験 （令和9年4月採用予定 事務） 受 験 案 内

◆鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階

電話（0857）26-7034

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

1 受付期間、試験日、試験会場、第1次試験合格者・採用候補者発表日

受付期間	【インターネット】 令和8年9月25日（金）～10月26日（月） ◎原則として鳥取県の電子申請サービスによる申込みとなります。郵送による申込みを希望する場合は、令和8年10月16日（金）までに鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課までご連絡ください。 ◎申込みが完了すると「申込完了通知メール」が送信されます。期間内に申込みが完了しないものは受け付けられませんので、必ず確認してください。 ※申込み手続きは余裕を持って早めに行ってください。 「9 受験申込手続」（4ページ）をご確認ください。 受付期間終了直前はアクセスが集中しシステムの操作がしにくくなったり、システムメンテナンス等により急遽システムが使用できなくなることがありますのでご注意ください。
第1次試験	〔試験日〕 令和8年10月9日（金）～11月1日（日） のうち受験者が選択する日 〔試験会場〕 テストセンター
第1次試験合格者発表日	令和8年11月6日（金）（予定）
第2次試験	令和8年11月10日（火）～11月16日（月）（予定） ◎試験は上記期間のうち1日で、日時は第1次試験合格者と調整の上決定します。 〔試験会場〕 鳥取県庁（鳥取市東町一丁目220）
採用候補者発表日	令和8年11月20日（金）（予定）

2 募集職種、任用形態、配属先、採用予定者数、職務内容、任期

職種	任用形態	配属先	採用予定者数	職務内容	任期
事務	一般任期付職員	鳥取県庁本庁舎又は東部庁舎	4名程度	各種施策の企画立案と実施、申請に対する許認可、予算の編成・執行、経理、庶務等の事務全般のほか、税の徴収、用地買収の交渉等	令和9年4月1日から 令和12年3月31日 ※任期は更新される場合があります。
		中部総合事務所	2名程度		
		西部総合事務所	2名程度		

(注1) 複数の配属先を併願することができます。

(注2) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

(注3) 一般任期付職員は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条に基づく任期付職員となります。

3 受験資格

(1) 職務経験

民間企業等（公的団体を含む。）における職務経験を通算して5年以上有している人

- ①「職務経験」は、平成28年4月1日から申込時点までの間に、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、職務内容は問いません。
- ②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。
- ③1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ④上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

(2) その他

日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、「〈参考1〉日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。

(3) 欠格要件

地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

試験種目		配点	内容
第1次試験	基礎能力試験	100点	[テストセンター方式] 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理、論理的思考等の基礎能力、人文・社会、自然に関する一般知識、基礎英語についての筆記試験
	経歴調書評定	100点	提出された経歴調書に基づき、行政事務への適性についての実務経験、業務従事に当たり必要となる資格等についての評定
第2次試験	人物試験	300点	個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性等についての口述試験
	適性検査	—	[WEB受検] 職務遂行に関する適性についての検査

(注) 試験の難易度は大学卒業程度です。

5 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の基礎能力試験と経歴調書評定の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、第1次試験の基礎能力試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は経歴調書評定の採点は行わず、不合格とします。

(2) 採用候補者

採用候補者は、第1次試験の基礎能力試験と経歴調書評定の得点にかかわらず、人物試験の得点の高い順により決定します。

なお、人物試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、人物試験の得点にかかわらず不合格とします。

(3) 証明書等

採用候補者発表後、受験資格の確認のため、職歴証明書等（本人以外の第三者が作成したものに限る。）を提出していただきます。必要な職務経験要件を欠いていることが明らかになった場合、又は必要な書類が提出されない場合は採用されません。

なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。

また、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもに接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、任命権者による採用手続きの過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。この結果、該当者であることが判明した場合は、採用されないことがあります。

6 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

第1次試験合格者の受験番号を県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県のホームページ（総務部行政体制整備局人事企画課ホームページ）に掲載するとともに、受験者全員に合否結果を電子メールで通知します。

(2) 採用候補者

採用候補者の受験番号を県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県のホームページ（総務部行政体制整備局人事企画課ホームページ）に掲載するとともに、受験者全員に合否結果を文書で通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、次の表のとおり指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象 の試験	開示請求が できる者	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者本人	基礎能力試験、経歴調書 評定の得点、合計得点及 び順位	第1次試験合格者発 表日から1週間	鳥取県総務部 行政体制整備局人事企画課 (県庁本庁舎3階)
第2次試験		人物試験の得点及び順位	採用候補者発表日か ら1週間	

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証等の写真により本人であることを確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき、電子メール等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、受験申込時に110円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を併せて提出してください。

8 採用時期及び給与等

(1) 採用時期

採用は、原則として令和9年4月1日を予定していますが、採用候補者と調整の上、決定します。

(2) 給与

初任給は、民間企業等における職歴等の経歴に応じて決定されます。

※令和8年4月1日現在における初任給は次のとおりです。（あくまで仮の条件に基づいて計算した金額であって、個人ごとの事情によって変動します。）

【大学卒業後、民間企業等での勤務経験のある方】

(単位：円 (月額))

年齢	30歳 (※1)	40歳 (※2)	50歳 (※3)	60歳 (※4)	65歳 (※5)
係長級	—	326,400 円程度	355,300 円程度	276,300 円程度	276,300 円程度
主事・技師級	260,500 円程度	268,300 円程度	268,300 円程度	222,600 円程度	222,600 円程度

- ※1 大学卒業後、民間企業等に8年間の勤務経験のある30歳の方
 ※2 大学卒業後、民間企業等に18年間の勤務経験のある40歳の方
 ※3 大学卒業後、民間企業等に28年間の勤務経験のある50歳の方
 ※4 大学卒業後、民間企業等に38年間の勤務経験のある60歳の方
 ※5 大学卒業後、民間企業等に43年間の勤務経験のある65歳の方

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

採用時まで給与改定等があった場合は、それによります。

(3) 勤務時間、休日、休暇

ア 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間60分)

※勤務場所によって異なる場合があります。

※フレックスタイム制を導入しており、時差勤務も可能です (交替制勤務の所属を除く)。

イ 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (12月29日～1月3日)

※勤務場所によって異なる場合があります。

ウ 休暇等

年次有給休暇 (年間20日。1時間単位で取得可能)、特別休暇 (結婚、出産、育児関係、夏季 他)、病気休暇など

(4) 勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙

9 受験申込手続

鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上の注意事項に従って申し込んでください。

受付期間終了後は、申込内容の変更はできません。



* 注意事項

- ・ご使用の機器や環境によっては、一部対応できない場合があります。
- ・インターネットによる申込みができない事情のある方は、10月16日 (金) 午後5時までに鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課までご連絡ください。

【申込手順】

①パソコン、スマートフォンの環境設定

「pref-tottori@apply.e-tumo.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

なお、スマートフォン以外の携帯電話からの申込みはできません。

②受験申込み

申込みが完了すると、「申込完了通知メール」、「審査完了通知メール」の電子メールが順次、申込みの際に登録したアドレスに送信されます。申込後直ちに「申込完了通知メール」の電子メールが届かない場合又は申込後3日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 経っても「審査完了通知メール」の電子メールが届かない場合は、鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課までお問い合わせください。

これらの電子メールに記載されている整理番号とパスワードは受験番号確認の際に必要ですので、メールを削除しないように注意してください。

③受験番号の確認 ※申込みの際に登録したアドレスに電子メールが送信されます。

次の方法により受験番号を確認してください。

- ・「受験番号確認依頼メール」の電子メールが届いたら、鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上部にある「申込内容照会」をクリックします。
- ・「申込完了通知メール」に記載されている整理番号とパスワードを入力し申込内容を表示させます。
- ・受験番号を記載した文書 (PDFファイル) をダウンロードしてください。

10 第1次試験（基礎能力試験及び経歴調書評定）の受験について

（1）基礎能力試験

第1次試験の受験依頼メール受信 申込日～10月28日（水）

- ・「【鳥取県】第1次試験の受験依頼について」というタイトルの電子メールが届いたら、第1次試験の受験予約用URL、ログインID及びパスワード等をご確認ください。
- ・10月28日（水）までに電子メールが届かない場合は、鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課（TEL：0857-26-7034）にご連絡ください。

第1次試験の受験手続き

受験依頼メールの受信後～10月29日（木）14時

●日時・会場の予約

- ・「【鳥取県】第1次試験の受験依頼について」というタイトルの電子メールが届いたら、案内に沿って、第1次試験の日時、会場を各自で予約してください。
- ・予約完了後は、予約完了のお知らせメールが送信されますので、予約内容等を確認してください。

第1次試験の受験

10月9日（金）～11月1日（日）

- ・顔写真付きの本人確認書類を用意し、予約した日時に、第1次試験を受験して下さい。
- ※運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、学生証等。

※基礎能力試験の受験についての注意事項

- ・第1次試験の申込者の状況によっては、希望する日や会場で受検できない場合がありますので、「【鳥取県】第1次試験の受験依頼について」というタイトルの電子メールの受信確認後、速やかに受検日時・会場の予約を行ってください。
- ・なお、第1次試験の受検会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

（2）経歴調書評定

「とっとり電子申請サービス」の提出フォームにより、申込完了後に電子メールで案内する指定期間内に提出が必要となります。

- ①所定の欄に回答を入力してください。
- ②「とっとり電子申請サービス」は、一定時間（約180分）の画面遷移がないことでタイムアウトとなり、それまでの入力内容が無効となる場合があります。文面をあらかじめ用意した上で入力を始めることを推奨します。

※「とっとり電子申請サービス」の提出フォームについては「【鳥取県】第1次試験の受験依頼について」にURLを記載します。

※指定する期間中に提出しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。

※一旦提出した内容の変更や差替えは、一切認めません。

11 会計年度任用職員として現在勤務中の方に係る取扱い

再度任用が可能な会計年度任用職員を一般任期付職員（事務）として採用した場合で、任期付職員としての人事評価等を踏まえ、任期満了後、その者が会計年度任用職員として引き続き勤務していた場合に再度任用が可能な期間と認められる範囲（最大5年）において、その任期満了後に試験を行うことなく会計年度任用職員として任用することができる取扱いとします。

12 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

＜参考＞日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

〔代表例〕

① 権力の行使に該当する業務

- （1）許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
- （2）報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- （3）県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- （4）補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- （5）審査請求に対する裁決に関する事務
- （6）そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

② 公の意思形成への参画に携わる職

本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。

ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就労の制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。